

会員通知 第11号  
平成26年3月25日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小池善明

平成25年金融商品取引法の改正を踏まえた「定款」等の一部改正について

本所は、「定款」等の一部改正を行い、平成26年4月1日から施行します。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）において会社関係者による情報伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されたことを踏まえ、会員及び上場会社に情報管理体制の整備を求めるとともに、上場申請書類等の簡素化を行うなど、上場制度、会員制度について所要の整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

## I. 改正概要

### 1. 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備

- (1) 会員は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るため必要かつ適切な管理体制を整備するものとします。
- (2) 上場会社は、上場会社の役職員による未公表の重要事実等の情報伝達行為等を未然防止する体制の整備に努めるものとします。

### 2. 上場申請書類等の一部簡素化

新規上場申請者が上場申請から上場日までに提出することとしていた従来の書類を見直し、その一部の提出を要しないこととします。

### 3. 取引所への報告事項の追加

会員は、行政官庁、金融商品取引業協会等の処分等により改善策等を報告した場合には、その内容を取引所に報告するものとします。

### 4. その他

その他の所要の改正を行います。

## II. 施行日

平成26年4月1日から施行します。

以上

平成25年金融商品取引法の改正を踏まえた「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
4. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	6
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	7
6. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	8
7. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	10
8. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	11
9. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	15
10. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	17
11. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	19

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(法人関係情報管理体制の整備)</u></p> <p><u>第34条の4 会員は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に掲げる法人関係情報をいう。）を利用した不正取引の防止を図るため、本所の目的及び組織にかんがみて必要かつ適切と認められる法人関係情報管理体制を整備しなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。<u>ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各2部（bに規定する書類については1部）</p> <p>a～c (略) (削る)</p> <p>(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し 各2部（bに規定する書類については1部） a～c (略) (削る)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等<u>（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）</u>に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各2部（bに規定する書類については1部） a～c (略) <u>d 届出目論見書及び届出仮目論見書</u></p> <p>(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し 各2部（bに規定する書類については1部） a～c (略) <u>d 発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書</u></p>

d (略)

(5) ~ (8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2) ~ (4) (略)

7 ~ 12 (略)

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（本所が定める部分に限る。）及び同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

e (略)

(5) ~ (8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする。（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ）

(2) ~ (4) (略)

7 ~ 12 (略)

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（本所が定める部分に限る。）同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手続開始の申立て等」という。)</p> <p>i～w (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は<u>通告</u>(以下「破産手続開始の申立て等」という。)</p> <p>i～w (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)</p> <p>第17条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等（<u>内部者取引及び法167条の2の規定により禁止される行為をいう。</u>）の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(内部者取引の未然防止に向けた体制整備)</p> <p>第17条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引の未然防止に向けて必要な<u>情報管理体制</u>の整備を行うよう努めるものとする。</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産競法」という。)</u><u>第2条第16項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における<u>産競法第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(5)の2～(20) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産活法第2条第25項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における<u>産活法第49条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(5)の2～(20) (略)</p>

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する  
有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。)の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機</p>	<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。)の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機</p>

構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(13)の2 (略)</p> <p>(14) 前2号に<u>規定する</u>検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は前2号に<u>規定する検査若しくは処分</u>に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。</p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>他の金融商品取引所等</u>(<u>所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)</u>をいう。以下この条において同じ。)の処分を受けたとき。</p> <p><u>(18)の2 前号に規定する処分に伴い他の金融商品取引所等</u>に対し改善策等を報告したとき。</p> <p>(19)～(29) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(13)の2 (略)</p> <p>(14) 前2号に<u>掲げる</u>検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。</p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(18) 所属の国内の他の金融商品取引所若しくは外国の金融商品取引所又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(19)～(29) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。<u>ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</u></p> <p>(2) ～ (6) (略)</p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p>
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a <u>(削除)</u></p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、<u>a、</u>d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a <u>最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」</u> <u>各2部</u>  <u>この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第6</u></p>

項及び第7項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社となった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b～eの3（略）

f 新規上場申請者又はその子会社が最近1年間に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの及び本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。

各2部

g～k（略）

1 従業員持株会の規約及びその細則

m～p（略）

(5)（略）

(新設)

b～eの3（略）

f 新規上場申請者又はその子会社が最近1年間は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの及び本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。

各2部

g～k（略）

1 （削除）

m～p（略）

(5)（略）

#### 4. の2 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとする。

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係  
（1） 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b （略）

（削る）

（2） （略）

（3） 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 第5項第2号に規定する書類

c～f （略）

11. の3 第6条の4（取引所規則の遵守に関する確認書等）関係

（1）・（2） （略）

（削る）

（3） （略）

21. 第21条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係  
第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）～（4） （略）

（5） 株券上場廃止基準第2条第5号の2（第2条の2第3号において読み替える場合を含む）

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係  
（1） 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b （略）

c 2.（4）aに規定する「上場申請のための四半期報告書」

（2） （略）

（3） 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 第5項第2号から第7号までに規定する書類

c～f （略）

11. の3 第6条の4（取引所規則の遵守に関する確認書等）関係

（1）・（2） （略）

（3） 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2.（5）aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

（4） （略）

21. 第21条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係  
第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）～（4） （略）

（新設）

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等（<u>法第166条、第167条及び法第167条の2の規定に禁止される行為をいう。以下同じ。</u>）の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループが、</p>	<p>4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループが、</p>

経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b)～(e) (略)

b～e (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b)～(e) (略)

b～e (略)

(2) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>産競法第2条第16項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産競法第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。）</p> <p>ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>e・f (略)</p> <p>(5)の2～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>産活法第2条第25項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産活法第49条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。）</p> <p>ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>e・f (略)</p> <p>(5)の2～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p>

a～d (略)

e 第9号bに規定する「審査対象である非  
上場会社として本所が認める者」とは、次  
の(a)から(d)までに掲げる場合にお  
ける非上場会社をいう。

(a) 非上場会社又は非上場会社の子会  
社と合併する場合(当該非上場会社が株  
券上場審査基準第4条第2項第1号の規  
定の適用を受ける場合に限る。)

(b) 非上場会社若しくは非上場会社の子  
会社の完全子会社となる場合又はこれ  
に準ずる状態となる場合(当該非上場会  
社が株券上場審査基準第4条第2項第2  
号の規定の適用を受ける場合に限る。)

( (c) に掲げる場合を除く。 )

(c) 他の会社の完全子会社となる場合  
(非上場会社と共同で株式移転を行う場  
合(これと同等の効果をもたらすと認め  
られる行為を行う場合を含む。))に限る。)  
又はこれに準ずる状態になる場合(当該  
他の会社が株券上場審査基準第4条第2  
項第2号の規定の適用を受ける場合に限  
る。)

(d) 非上場会社と会社分割を行う場合  
(当該非上場会社が株券上場審査基準第  
4条第2項第3号の規定の適用を受ける  
場合に限る。)

f・g (略)

(9)の2～(17) (略)

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行  
する。

a～d (略)

e 第9号bに規定する「審査対象である非  
上場会社として本所が認める者」は、非上  
場会社若しくは非上場会社の子会社と合併  
する場合における当該非上場会社(当該非  
上場会社が株券上場審査基準第4条第2項  
第1号の規定の適用を受ける場合に限  
る。)、非上場会社若しくは非上場会社の  
子会社の完全子会社となる場合若しくはこ  
れに準ずる状態となる場合における当該非  
上場会社(当該非上場会社が同項第2号の  
規定の適用を受ける場合に限る。)又は非  
上場会社と会社の分割を行う場合における  
当該非上場会社(当該非上場会社が同項第  
3号の規定の適用を受ける場合に限る。)  
をいう。

f・g (略)

(9)の2～(17) (略)

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する  
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.(5) dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の</p>	<p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.(5) dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の</p>

イ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までの区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに規定する書面

（イ） （略）

（ロ） 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

（ハ）・（ニ） （略）

ロ （略）

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

イ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までの区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに規定する書面

（イ） （略）

（ロ） 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

（ハ）・（ニ） （略）

ロ （略）